

## 平成 29 年度茨城空港団体利用者パスポート取得推進事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 茨城空港利用促進等協議会は、茨城空港（以下「空港」という。）の利用拡大を図るため、空港発着の国際線を団体旅行で利用する学生等のパスポート取得に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「学生等」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第 124 条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 16 条に規定する公共職業能力開発施設若しくは農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 7 条第 1 項第 5 号に規定する農業者研修教育施設に在籍する児童・生徒又はこれらに準ずるものとして茨城空港利用促進等協議会会長（以下「会長」という。）が認める者をいう。
- (2) 「学生等団体」とは、学生等が 10 名以上で参加する団体をいう。

### (交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、平成 29 年度に修学旅行又は研修を目的に茨城空港発着の国際線を利用して団体旅行をする学生等団体に属する学生等のうち、パスポートの発給を受けた者とする。

### (交付額)

第4条 助成金の交付額は、次表に掲げる額とする。

区分	交付対象者 1 人当たりの額
空港を往復利用する場合	5,000 円
空港を片道利用する場合	2,500 円

### (交付申請)

第5条 助成金の交付申請は、学生等団体の代表者（以下「申請者」という。）が行う。

- 2 申請者は、旅行開始の 1 ヶ月前までに助成金交付申請書（様式第 1 号）を会長に提出するものとする。

### (交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請書を審査し、これを適当と認めたときは助成金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

### (変更交付申請)

第7条 申請者は、交付申請書記載の事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更するときは、変更交付申請書（様式第 3 号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の承認をするときは、必要に応じて交付決定を変更し、又は条件を付すことができる。

(助成事業の中止)

第8条 申請者は、助成事業を中止するときは、速やかにその理由を記載した取り下げ書を提出しなければならない。

(実績報告及び助成金の請求等)

第9条 申請者は、助成事業の完了日から1ヶ月以内に、実績報告書（様式第4号）及び助成金請求書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、交付決定後において、天災、気象条件、伝染病の蔓延、急病その他の申請者又は交付対象者の責に帰さない理由により助成事業の内容に変更が生じた場合は、その理由を申請者から文書をもって聴取し、当該変更が真にやむを得ない事情によるものと認めるときは、申請書どおりに助成事業が実施されたものとして取り扱うものとする。

(交付金額の確定及び交付)

第10条 会長は、前条の実績報告書を審査し、適當と認めたときは助成金の額を確定し、その旨を通知するものとする。

2 会長は、前項の確定を行った後に、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成事業を中止したとき。
- (3) 学生等又は学生等団体がその要件を満たさなくなったとき。
- (4) 交付対象者が助成事業に参加しなかったとき。
- (5) 交付申請の内容と助成事業の実績内容が著しく異なるとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。